注　記

１ 重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

　　　　　ただし，取得原価が不明な道路，水路等の底地（地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載を要しない土地）については，備忘価格１円としています。

　　②　無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

①　市場価格のある有価証券････････会計年度末における市場価格

②　市場価格がない有価証券････････取得原価

　　③　出資金・出捐金････････････････取得原価

　　　　ただし，実質価格が著しく低下したものについては，相当の減額を行った後の価格

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　産業団地事業特別会計における販売用土地の評価方法は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく販売用土地等の評価のうち，販売見込額（販売公表価格）を時価とする方法により評価しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産等（リース資産を除きます。）･････････定額法

　　　　　なお，主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　　　　建物 ８年～50年

　　　　　　　　　工作物 ５年～60年

　　　　　　　　　物品 ２年～20年

　　　　　　　　　ソフトウェア　５年

　　②　リース資産

　　　　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　　　　イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････リース期間を耐用年数とし，残存価値をゼロとする定額法

　　　　　　ただし，リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

（４）引当金の計上基準及び算定方法

　①　投資損失引当金

　　　市場価格のない投資及び出資金のうち，連結対象団体（会計）に対するものについて，実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

　②　徴収不能引当金

　　　長期延滞債権については，過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和５年度決算に計上した額としています。

　　　未収金については，長期延滞債権の過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和５年度決算に計上した額としています。

　③　退職手当引当金

　　　期末自己都合要支給額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定に用いる退職手当支給予定額）を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和５年度決算に計上した額としています。

　④　損失補償等引当金

　　　履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち，地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

　⑤　賞与等引当金

　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について，それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･････通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　②　オペレーティング・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６）資金収支計算書における資金の範囲

　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

（７）採用した消費税等の処理

　　　税込方式によります。ただし，地方公営企業法適用の公営企業会計（水道事業会計，下水道事業会計，国民健康保険小松市民病院事業会計）については税抜方式によります。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　①　会計間の相殺処理

　　　次の取引を相殺消去した金額で表示しています。

　　　　・投資と資本

　　　　・貸付金・借入金等の債権債務

　　　　・補助金支出と補助金収入

　　　　・会計間の繰入れ，繰出し

２　重要な後発事象

　　平成30年4月1日に公立大学法人公立小松大学が設立され，普通交付税の大学に係る基準財政需要額の大学運営交付金が，一般会計で同年度から発生します。

３　偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

　　　次の団体の金融機関等からの借入債務に対し，保証を行っています。

　　　損失補償等引当金に計上した額については，次のとおりです。

　　　　　・小松市土地開発公社･････････････88,203千円

　　　　　・（株）こまつ賑わいセンター･･････36,969千円

４　追加情報

（１）対象範囲（対象とする会計名）

　　　・一般会計

　　　・国民健康保険事業特別会計

　　　・介護保険事業特別会計

　　　・産業団地事業特別会計

　　　・後期高齢者医療特別会計

　　　・水道事業会計

　　　・下水道事業会計

　　　・国民健康保険小松市民病院事業会計

　　　　なお，公債管理特別会計は一般会計との重複及び地方債借換に伴う歳入歳出のみを行う会計のため，対象に含めていません。

（２）地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては，出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（３）表示単位未満を四捨五入して表示しているため，合計金額が一致しない場合があります。

（４）地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は，次のとおりです。

　　　　実質赤字比率･･････････････－％

　　　　連結実質赤字比率･･････････－％

　　　　実質公債費比率･･････････11.3％

　　　　将来負担比率･･･････････102.1％

（５）繰越事業に係る将来の支出予定額

　　　　繰越明許費･････････3,639,923千円

 事故繰越し････････････83,897千円

　　　　　合計　　･････････3,723,820千円

（６）純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

　①　固定資産等形成分

　　　　固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

　②　余剰分（不足分）

　　　　純資産合計額のうち，固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（７）基礎的財政収支

　　　　基礎的財政収支　8,774,537千円